

6 み財財第340号
令和6年10月1日

各 部 課 等 の 長 様

みやま市長 松嶋 盛人
(総務部 財政課)

令和7年度みやま市当初予算編成について

令和7年度の当初予算編成方針を次のとおり定めましたので、みやま市財務規則第9条の規定により通知します。この方針に従い的確に予算の見積りをしてください。

第1 令和7年度みやま市予算編成方針

1 国の予算編成

我が国の経済について、令和6年8月の月例経済報告によると「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待される一方で、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされています。内閣府が公表した今年4月から6月までの国内総生産（GDP）は、物価変動を除いた実質で前年度比0.7%増（年率換算+2.9%）となっております。

こうしたなかで、国は「令和7年度予算概算要求の基本的な方針」において、経済・財政一体改革を推進し、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していくこととしております。一方で、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージの移行に向けた取組の加速など、重要政策課題に対応するための「重要政策推進枠」を設けることとしております。

なお、国の令和7年度予算は、今後の政治及び経済財政運営の動向等により、未だ不透明な点もあることから、国の動向などを十分注視し、情報収集に努める必要があります。

2 地方財政の状況

総務省は、令和7年度地方財政の課題として、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、防災・減災の取組の強化、こども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしており、財政運営に必要な一般財源の総額については、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

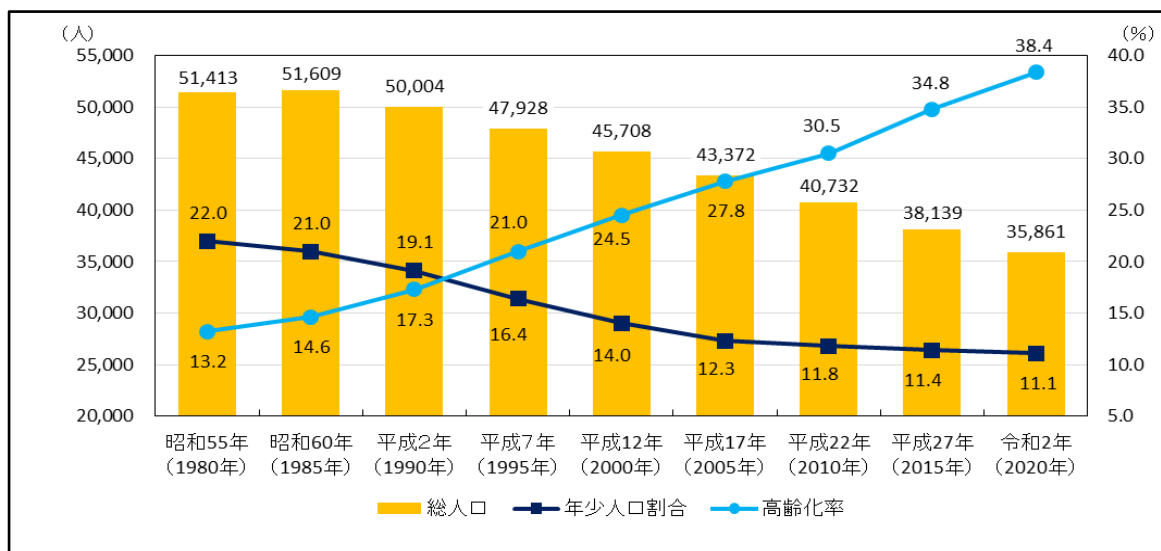
地方交付税の概算要求では、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとし、地方団体に交付される地方交付税総額は、前年度よりプラス1.7%の18兆9,753億円としています。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、物価高騰対策への対応などの取扱いを含めた国の予算編成の動向を踏まえ、修正等を行うこととなり、国の動向を十分に注視する必要があります。

3 みやま市の財政状況と今後の見通し

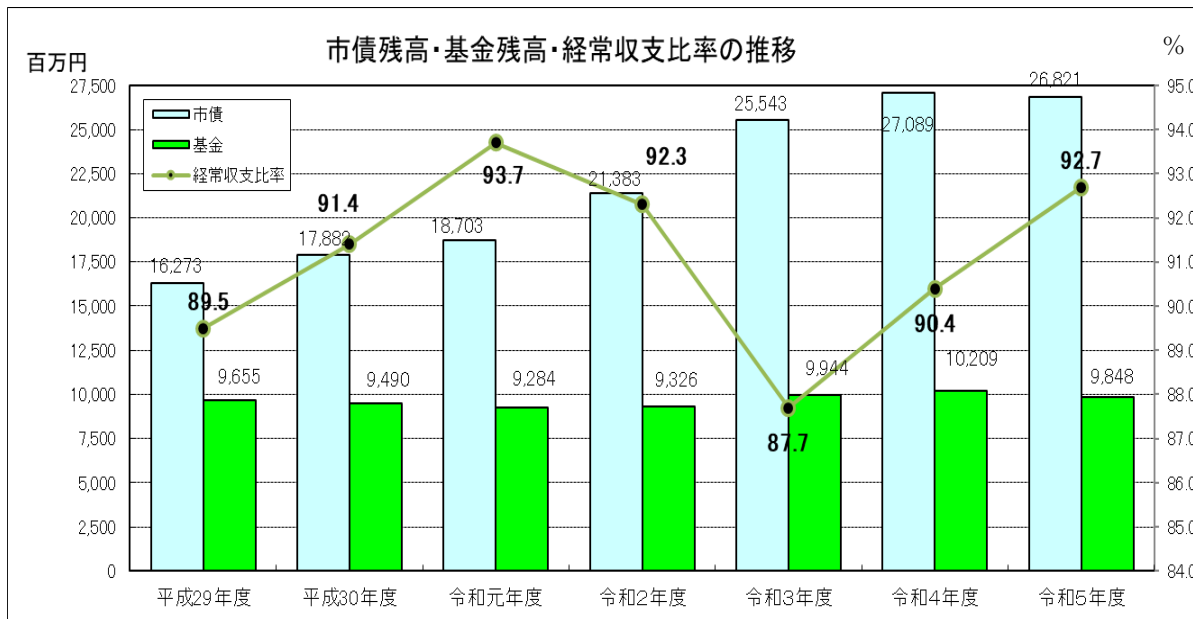
令和5年度決算では、市財政の根幹をなす市税が、納税義務者数の減による個人市民税の減、業績悪化等に伴う法人市民税の減などにより、減収となりました。加えて、産業団地造成事業、下庄雨水ポンプ場設備改修などの大規模事業や障がい福祉サービス費などの扶助費の増、近年の大規模事業に伴う公債費の増など、本市の財政運営は、年々厳しい状況になっております。

また、本市の人口（国勢調査人口）は、令和2年度で3万5,861人となっており、少子高齢化も年々進んでいる状況です（下記グラフ参照）。この人口減少及び少子高齢化に歯止めをかける取り組みが本市喫緊の課題であります。

（R6.3月末現在：住基人口34,700人、高齢化率39.7%）



また、令和５年度普通会計決算によると、財政の総合的指標である「経常収支比率」は、９２．７％と前年度より２．３％悪化しております。また、市の貯金である基金残高は、９８億４，８００万円と前年度比較で約３．６億円の減となっており、今後公債費を含めた義務的経費の増加等により、基金残高が減少していくと見込んでおり、益々厳しい財政運営となります。



令和７年度の市財政の見通しであります。市税の減収（定額減税を除く）や国勢調査人口の減による普通交付税の影響など、歳入面において更に厳しい状況となることが予想されます。一方歳出においては、高田小学校体育館建設事業、旧小学校跡地整備事業などのハード事業のほか、物価高騰に伴う燃料費、光熱水費、修繕料、委託料など各種公共施設の維持管理経費の増加など多額の財源が必要となることが見込まれます。加えて、高齢化の進展に伴う扶助費やこども・子育て関連経費の拡充に伴う補助費等の増、医療・介護など社会保障分野への繰出金の増、近年の大型建設事業に伴う公債費（借金返済）の増など、より一層厳しい財政運営が予想されます。**「財源なくして政策なし」**とした考えのもとで、徹底した経費の見直しと歳入の確保を強く進めなければなりません。

４ 予算編成の基本方針

厳しい財政状況下にある本市が、今後も持続可能な財政運営を行っていくためには、**「歳入に見合った歳出」**を念頭に、全職員がコスト意識を強く持って施策の優先順位を定めることが重要です。各部署で行っている様々な事業の有効性・妥当性を改めて検証し、ゼロベースで事業を見直すなど、徹底した歳出削減に取り組むこととします。さらに、人材を含めた効率的な事業展開を図りつ

つ、デジタル技術を活用することによるコストの削減や外部委託等による事務の効率化を進めることとします。

一方で、物価高騰が市民の生活や地域経済に与える影響を的確に把握したうえで、スピード感を持って市民ニーズに対応するとともに、①ワンヘルスの「まち」づくり、②元気があふれる「ひと」と「しごと」づくり、③暮らしを支える「地域」づくりを最重点施策と位置づけ、全部署を挙げ、また各部横断的に取り組みを進めることとします。加えて、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策事業やデジタル技術の活用による市民サービスの向上など、次世代を見据えた予算編成を行うこととします。

また、本市における最大の課題は人口減少に歯止めをかけることです。そのため、みやま市総合計画における本市の将来像「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」の実現に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略の各種施策を積極的に推進します。

予算の積算に当たっては、今後の国の予算動向など予測しがたい部分もありますが、税制改正をはじめ令和7年度の改正後の制度に基づくものとします。また、市議会の予算、決算審査特別委員会の指摘事項に留意し、予算編成に取り組むこととします。

第2 予算編成要領

1 全般的事項

令和7年度当初予算は、**年間予算を編成することとします**。年間を通じて見込まれるすべての収入支出を計上するものとし、年度途中における補正予算は、制度の改正、災害関係経費等など真にやむを得ないもののみとします。

歳入では、市税、地方交付税、使用料などを的確に見積もるとともに、歳出では、社会保障施策の制度改正に留意しつつ、物件費、維持補修費などの増加の影響を最小限に抑えることとします。

2 予算編成の手法

限られた予算の中で事業の着実な推進を図るために、**部単位での枠配分方式による予算編成**を行います。枠配分方式の予算編成は、「枠内経費」と「枠外経費」に区分し、枠内経費の一般財源を各部ごとに配分し、その範囲内において、各部の責任で事業を取捨選択し予算編成を行うものとします。

詳細は、別紙資料「**みやま市枠配分方式予算編成事務要領**」を参照してください。

3 予算要求の基準

予算のスリム化・効率化を図るため、既存事業をゼロベースで再点検し、大胆な見直しを行うこととします。義務的経費を含め例外なく点検を行い、単に前年度踏襲による予算要求とせず、部・課内において総合的な調整を図り、真に必要性・緊急性の高いものを厳選した予算要求としてください。

経費の積算にあたっては、次の基準により精査してください。

- ① 最大の効果を上げるために最小の経費となっているか。
- ② 社会情勢の変化に対応できているか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっているものはないか。
- ⑤ 外部委託やデジタルを活用することにより、経費の節減できないか。
- ⑥ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑦ 市単独事業において、国・県補助金やその他の財源（助成金等）がないか。
- ⑧ 議会での予算、決算審査特別委員会での指摘事項を考慮しているか。

4 予算要求限度額

令和7年度当初予算の要求にあたっては、以下に掲げる予算要求限度額の範囲内とします。

（１）枠内経費

各部に配分した枠内の額による予算要求とする。

枠内の額は、前年度当初予算の一般財源額の△１％減の額とする。

（２）枠外経費

- ・人件費、扶助費（市単独分を除く）、公債費は、年間所要額。
- ・継続的に行っている投資的経費は、工事１件ごとの積み上げにより積算することとし、原則として一般財源ベースで、**令和６年度と同額とする**。
- ・その他別途「みやま市枠配分方式予算編成事務要領」に記載している事業。

5 歳入に関する事項

歳入については、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、最大限の収入を確保出来るよう努めることとします。国・県の制度改革の動向などを十分把握し、年間を通じて見込まれる収入の全額を計上してください。

歳入全般について、市民負担の公平性の観点などから滞納が生じないように特段の配慮をするとともに、徴収率の向上、滞納整理、受益者負担の確保に努めることとします。

(1) 市 税

市税は一般財源の根幹であり、課税の均衡と負担の公平に期すること。自主財源の確保が本市の最重要課題であることから、課税客体、課税標準の的確な把握と引き続き徴収率の向上、滞納整理に努め、最大限の収入を確保すること。

(2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、過去の実績を勘案の上、確実な収入見込額を計上すること。なお、各種手数料に関しては、改正後の手数料条例に基づいた収入見込額を計上すること。

(3) 国県支出金

国の予算編成、制度改革の動向に十分留意の上、過大見積りや年度途中における大幅な補正が生じないように配慮し、適正な額を計上すること。特に、デジタル化推進事業などの国、県補助金の情報収集に努め、積極的な活用を図ること。また、補助事業であっても補助残は市負担であることに留意し、事業効果や必要性等を考慮し計上すること。

(4) 財産収入等

土地、建物、不用物品等全般について、現況を的確に把握し、経費節減の観点からも未利用財産の早期処分による財産収入の確保やガバメントクラウドファンディング、広告料収入などの新たな財源の確保に努めること。

(5) 市 債

後年度の財政負担を特に考慮し適債事業の選択に努めることとし、原則として後年度元利償還について交付税措置がなされるもののみを計上すること。

6 歳出に関する事項

施策や事業の選択にあたっては、優先順位を十分に検討し、限られた財源の効率的、効果的な配分を図ることとします。特に管理的経費については、物価高騰の影響により歳出総額に占める経常経費の割合が増加すると見込まれるため、聖域を設けることなく徹底した経費の見直しを行うこととします。また、予算の積算漏れによる予算流用がないよう留意してください。

(1) 義務的経費

① 人件費

人件費については、令和5年度に策定した定員適正化計画に基づき、各課において、事務事業の見直しやアウトソーシングの導入などの検討を行うこと。また、職員の健康管理やワークライフバランスの推進を図り、特に時間外勤務については、デジタル技術の活用等による事務の効率化に努めること。再任用職員については、各課の勤務状況等を十分に勘案し、適切な配置等に努めること。また、会計年度任用職員の増員等を検討している課においては、事務の必要性、効率性を十分に検討し、総務課と協議のうえ、各課にて予算要求をすること。

② 扶助費

多額の過不足が生じないよう制度の動向や措置対象を十分調査の上、適正な見積りを行い、決算における過度な不用額の発生や年度途中における大幅な補正をすることがないよう特に配慮すること。また、市単独事業においては、費用対効果を検証し、事業の廃止や見直し等も検討すること。

(2) 管理的経費

① 報償費

報償費のうち、講師謝礼等の予算計上においては、別紙「予算積算統一単価表」を基準に予算要求を行うこと。また、リモートによる講習会等への変更も検討すること。

② 旅 費

目的達成のための必要最小限の人員と回数によること。また、リモート開催による旅費節減に努めること。行政委員会の委員による大会参加旅費は、原則として隔年による九州大会の参加及び県内の研修会参加を認める

ものとする。また航空運賃旅費はできる限り低価格のものを購入し、旅行後は実費精算すること。

③ 需用費・役務費

従来の実績のみによる見積りは避け、事務の簡素合理化等により徹底した経費の削減を図ること。特に以下の点に留意すること。

- ・消耗品については、必要最小限の予算計上に努めること。また、CO₂削減の観点からも、ペーパーレス化の推進を図ること。
- ・光熱水費や電話料は節約に努めること。また、携帯電話料金については、プランの見直しや台数削減など経費抑制に努めること。
- ・需用費においては、単に物価が高騰しているとの理由で増額要求するのではなく、効率的な方法がないかなど、経費節減の検討を行うこと。
- ・印刷製本費は、真に必要な場合のみ製本することとし、内部資料等については、必要最小限の枚数で庁内印刷とし節減に努めること。

④ 備品購入費

1件積み上げにより積算することとし、買換えでなくできる限り修理等を検討すること。公用車については、安易な買換え要求は行わないこと。

⑤ 使用料及び賃借料・委託料

既存の契約内容を再検討し、目的達成のための最小経費となるよう努めること。各種計画において、計画年度更新（第2次〇〇計画など）においては、外部委託でなく自前での策定を検討すること。コピー機使用料については、環境保全やペーパーレス化の推進、経費節減の観点からも縮減に努めること。

（3）投資的経費

現下の厳しい財政状況を考慮し、事業の必要性、投資効果、緊急性を優先し事業を厳選すること。また、労務単価や資材単価が上昇しており、事業費の積算・見積りに際しては特に留意すること。大規模事業の実施に当たっては、ランニングコストを含めた将来の財政負担を考慮し、事業費の平準化や国、県、地方債といった財源確保の調整を財政課と十分に行うこと。なお、継続的に行っている投資的経費は一般財源ベースで令和6年度当初予算額と同額の範囲内とすること。

(4) 負担金補助金及び交付金

各種団体の実績報告書等に基づき成果を検証し、多額の繰越金を有する団体に対しては、補助金の必要性及び効果の観点から、休止、削減等の見直しの検討を行うこと。また、一部事務組合負担金、団体に対する運営補助金、協議会・期成会負担金については、団体による自主財源の確保と業務の効率化を特に要請すること。

新規の補助金は、原則認めないこととする。ただし政策的経費、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に伴う新規補助金を要求する場合は、必ず終期を設けること（原則3年以内）。

7 特別会計に関する事項

特別会計については、基本的に独立採算制を堅持するものとし、今回の予算編成方針に準じ、関連事項に留意して編成することとします。

適正な収入の確保に努め、財政の健全性を維持するとともに、一般会計の繰出しについては、原則として国の定める繰出基準により措置するものとします。

8 予算要求要領

予算要求は、前年度予算を基に電算入力により行います。電算入力後、各課で出力した「**歳入・歳出予算見積書**」を財政課へ提出してください。

9 予算編成日程

予算編成の日程は、概ね別紙「令和6年度予算編成等想定作業スケジュール」のとおりとします。各課のヒアリング日程については、後日調整し財政課より通知します。

●各課予算要求書、別紙調書提出期限：11月22日（金）まで